

令和8年度 子どものための教育・保育給付認定に係る 家庭状況届について

認可保育施設を利用されている方は、法令の定めにより、保育を必要とする事由の状況を確認するため、年に一度、家庭状況届などの提出が必要となります。

つきましては、下記のとおり、必要書類の提出をお願いいたします。

なお、提出期限を過ぎて提出がなく、保育を必要とする事由に該当することが確認できない場合は、法令に基づき、在籍している認可保育施設を退園となりますのでご注意ください。

1 必要書類

(1) 子どものための教育・保育給付認定に係る家庭状況届

(2) 保育の必要性を証明する書類

※ (2) の書類の詳細については、2、3 ページをご確認ください。

2 提出方法

電子申請	原則、「LoGo フォーム」による電子申請でご提出ください。	
	2次元コードを読み取り申請画面にアクセスしてください。	
郵送	※電子申請の場合、 <u>必要書類(1)「子どものための教育・保育給付認定に係る家庭状況届」</u> の添付は不要です。「LoGo フォーム」のフォーム内で必要事項を入力してください。 <u>必要書類(2)「保育の必要性を証明する書類」</u> については画像データまたはPDFデータで添付してください。	
	添付の提出用封筒に必要書類一式を封入の上、お近くのポストに投函してご返送ください。切手は不要です。	
直接提出	中央区役所 6 階 保育課保育入園係	【受付時間】8時30分から17時まで ※ 土日・祝日を除く。
	在籍している 認可保育施設	添付の提出用封筒に必要書類一式を封入の上、兄弟姉妹で異なる施設を利用している場合は、上のお子さんが利用している施設にご提出ください。

※ 転園、兄弟姉妹の新規入所の申込書類は、同封しないでください。

同封した場合は、利用調整の対象にはなりません。

※ 書類の提出に関して、携帯電話やスマートフォンへSMS（ショートメッセージサービス）によるお知らせを送信することがあります。

3 提出期限

令和8年8月7日（金）必着

SMSについて
はこちら▼



提出書類の
ダウンロードは
こちら▼



＜「保育の必要性を証明する書類」について＞

保育を必要とする事由により、提出する必要書類が異なります。

父母それぞれについて、下表にて該当する書類（令和8年4月1日以降に発行されたもの）をご提出ください。

※ 既に令和8年4月1日以降に発行された書類を区へ提出済みで、提出時と現在の状況に変更がなければ省略可能です。父母の一方だけが提出済みの場合、もう一方の提出は省略できませんのでご注意ください。

保育を必要とする事由	必要書類	書類の説明
就労 （育児休業中を含む） 【従業員の方】	◆就労証明書	・区指定の書式で作成するよう就労先に依頼してください。 ・就労先が複数ある場合は、1カ所につき1枚ずつ、すべてご提出ください。
就労 （育児休業中を含む） （・自営業主 （個人事業主） ・経営者 ・会社役員 ・家族従業者）	①◆就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	・①、②のいずれも提出が必要です。（①の内容は上記参照） ・①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入してください。 ・②はAグループの書類が1つと、Bグループの書類が3つ必要です。詳しくは、3ページの表をご参照ください。
疾病・負傷・障害	診断書の写し	・病名、症状、回復見込み、<u>日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されている必要があります。</u>
介護・看護	①◆介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況がわかる書類 （診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し（両面）など）	・①、②のいずれも提出が必要です。 ・①は区指定の書式に記入してください。
災害復旧	り災証明書	区にお問い合わせください。
学校等に在学・職業訓練	①◆在学証明書 ②学生証の写し	・①、②のいずれも提出が必要です。 ・①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼してください。 ・在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限ります。

「◆」印の書類は区ホームページからダウンロードすることができます。

- ◎ 事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）について
下表のAグループとBグループの両方を提出してください。

	事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
	Aグループ	Bグループ
説明	●事業の概要を確認するための書類です。 ●以下書類の写しを<u>1つ</u>提出してください。 ※以前提出していたものから変更がなければ省略可能です。	●継続的に働いていることを確認するための書類です。 ●以下書類の写しを<u>3つ（直近3カ月分）</u>提出してください。 ※育児休業中の方は<u>産前産後休業前の3カ月分</u>です。
必要書類	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・営業許可証などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書 青色申告承認申請書（受領印があるもの） ※ 電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受領したことを確認できる書類の提出が必要です。 ・事業の名称、所在地、内容などがわかるパンフレットやホームページ など	・出勤簿、通勤記録 など ・給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ） など ＜個人事業主・経営者の方は以下でも可＞ 営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書 など ※ 契約先・取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

- ◎ ひとり親家庭の場合の必要書類について（該当する場合のみ）
ひとり親家庭の場合につきましては、2ページの表の該当書類に加えて、次のいずれかの書類の写しをご提出ください。
令和8年4月1日以降に発行された書類（または証書の有効期限が令和8年4月1日を含む書類）である必要があります。

ひとり親家庭の書類 （いずれかひとつ）	・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証 ・戸籍全部事項証明書（受理証明書） ・児童育成手当認定通知書 ・児童育成手当受給者証明書 ・事件係属証明書（調停期日通知書） ※ 調停期日通知書は調停が係属中と判断できる書類に限ります。 ・大使館発行の独身証明書（和訳されたもの）
------------------------	--

≪問い合わせ先≫
 中央区福祉保健部保育課保育入園係
 電話：3546－5227・5387・9587
 受付：8時30分から17時まで（土日・祝日を除く。）

《記入例》

第6号様式（第5条関係）
第6号様式（第16条関係）

（表）

子どものための教育・保育給付認定に係る家庭状況届

令和 8 年 7 月 10 日

（宛先） 中央区長
子ども・子育て支援法第22条の規定により、下記のとおり届け出ます。
なお、この届出に記載の事項は、事実と相違ありません。
（宛先） 中央区福祉事務所長
中央区保育の提供等に関する条例施行規則第16条第1項本文の規定により、下記のとおり届け出ます。
なお、この届出に記載の事項は、事実と相違ありません。

（保護者①） 住所		記		昭和 9 年 9 月 10 日	
		氏名	中央 太郎	父	電話番号 000（0000）0000 ☒ 主な連絡先
（保護者②） 住所		〒111-0000 中央区築地1-1-1 ●●●●●フジシヨ▲▲▲号室		職業、学校等 会社員	
（配偶者等） 住所		ふりがな 中央 花子	続柄 母	生年月日 平成 9 年 4 月 19 日	職業、学校等 会社員
家族の状況（保護者以外）		児童との同居・別居の別 同 別			
氏 名		続柄	生年月日	職業、学校、 保育園等	同居/別居
1	ふりがな 中央 一郎	子	2015 年 11 月 13 日	●●小学校	同・別
2	ふりがな 中央 ニ子	子	2022 年 5 月 22 日	□□□保育園	同・別
3	ふりがな 中央 三郎	子	2023 年 8 月 18 日	□□□保育園	同・別
4	ふりがな		年 月	園名は具体的に記載してください。	

（注）裏面も記入してください。

（裏）

家 庭 の 状 況

保護者①		保護者②	
☒ 就労証明書を添付し、記載を省略する。		☐ 就労証明書を添付し、記載を省略する。	
所在地		宮城県仙台市〇〇-〇〇	
名 称		●〇〇〇〇〇	
勤務時間		日 数： 20 日／月 時 間： 9 時間／日	
仕事の内容		営業	
認定事由		□育児休業 □妊娠・出産 □育児休業 □妊娠・出産 □求職 □介護・看護 □求職 □介護・看護 □災害復旧 □疾病・負傷・障害 □災害復旧 □疾病・負傷・障害 □学校等に在学 □職業訓練 □学校等に在学 □職業訓練 □その他 □その他	
事由の現況		日 数： 日／月 時 間： 時間／日	
具体的内容			
障害者手帳の有無		（ 手帳 ）（ 級・度 ）	
認定児童以外の出産		年 月 日出産（予定） 年 月 日出産（予定）	
保護者②が不在		理由 ☐ 未婚 ☐ 離婚（ 年 月 日から ） ☐ 離婚調停中（ 年 月 日から ） ☐ 死亡 ☐ その他（ ）	

1 本届出と併せて、保育の必要性を証明する書類の提出が必要です。
2 届出後、記載内容に変更があったときは、その旨を届け出てください。